

平成24年4月相模原市教育委員会定例会

○日 時 平成24年4月19日（木曜日）午後2時30分から午後3時28分まで

○場 所 相模原市役所 教育委員会室

○日 程

1. 開 会

2. 会議録署名委員の決定

3. 議 事

日程第 1（議案第27号） 相模原市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則について（生涯学習部）

日程第 2（議案第28号） 教育財産の取得の申出について（教育環境部）

日程第 3（議案第29号） 相模原市立図書館協議会委員の人事について（生涯学習部）

4. 閉 会

○出席委員（5名）

委 員 長 溝 口 碩 矩

委員長職務代理者 小 林 政 美

教 育 長 岡 本 実

委 員 齋 藤 文

委 員 大 山 宜 秀

○説明のために出席した者

教 育 局 長 白 井 誠 一 教育環境部長 大 貫 守

学 校 教 育 部 長 小 泉 和 義 生涯学習部長 小野沢 敦 夫

教 育 局 参 事 林 孝 教育総務室長 細 谷 正 行
兼教育総務室長 担 当 課 長

教 育 環 境 部 参 事 鈴 木 英 之 学 校 保 健 課 長 遠 山 芳 雄
兼学校保健課長 担 当 課 長

生 涯 学 習 部 参 事 大 用 靖 生涯学習課長 重 田 聡
兼生涯学習課長 担 当 課 長

生涯学習部参事 小野 栄 治
兼 図書館長

○事務局職員出席者

教育総務室主査 井 上 大 輔 教育総務室主任 越 田 進之介

□開 会

◎溝口委員長 それでは、ただいまから相模原市教育委員会 4 月定例会を開会いたします。

本日の出席委員は 5 名で、定足数に達しております。

本日の会議録署名委員に、小林委員と私、溝口を指名いたします。

はじめにお諮りいたします。本日の会議を公開の会議とすることで、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

◎溝口委員長 では、本日の会議は公開といたします。

傍聴人の方は、お入りいただいて結構です。

(傍聴人入場)

□相模原市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則について

◎溝口委員長 それでは、議事日程に基づき、これより日程に入ります。

日程 1、議案第 27 号、相模原市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○小野沢生涯学習部長 それでは、議案第 27 号、相模原市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、旧津久井郡 4 町の公民館の使用に係る受付時間、休館日及び申請期間を、旧相模原市の公民館と同様の扱いとするための規定の改正、その他所要の改正をいたしたく提案するものでございます。

改正の主な内容につきまして、ご説明申し上げます。

津久井町、相模湖町及び城山町、藤野町の編入に伴う経過措置といたしまして、旧 4 町の公民館の使用に係る受付時間、休館日及び使用に係る手続につきましては、相模原市立公民館条例施行規則の規定にかかわらず、「当分の間、なお、旧 4 町の規則の規定の例による」としております。

恐れ入りますが、議案第 27 号関係資料 2 をご覧いただきたいと存じます。

旧市公民館と旧 4 町公民館の規則上の相違点を一覧表にしたものでございます。1 行目

が旧市公民館の規定で、2行目以降が旧4町の公民館の規定でございます。その中で網掛けされた部分が旧市と異なる規定でございます。

2行目でございます旧城山町の公民館を例に挙げてご説明申し上げますと、公民館の使用申請の受付時間につきましては、旧市公民館では午前9時から午後0時、午後1時から午後5時までとなっておりますが、旧城山町では、城山町職員服務規程に規定する職員の勤務時間内となっております。

休館日につきましては、毎週月曜日と年末年始の規定は同じでございますが、旧市では国民の祝日の翌日を休館日としており、旧城山町ではこの規定がございませんので、開館日となります。

また、公民館の使用申請の受付期間についてですが、旧市では、使用日の属する月の2か月前の16日から使用日の2日前までとなっておりますが、旧城山町では、使用日の属する前月15日から使用日までとなっております。

このように、旧市の公民館と旧4町の公民館では、公民館の使用規定において、多くの相違点がございますが、平成23年11月17日付で、社会教育委員会議から「生涯学習社会における社会教育施設のあり方について」の答申があり、その中で、公民館につきましては、「市民が利用しやすく、わかりやすい管理運営を目指すべきとの観点から、開館日等については、実態に応じて統一化を図ることが必要」とのご意見をいただきました。

このため、まず可能な規定から旧市の規定への統一を図りたく、旧4町の公民館の使用に係る受付時間、休館日及び使用に係る手続について、旧4町の規定を適用する特例を廃止するものでございます。

恐れ入りますが、議案第27号関係資料3をご覧くださいと存じます。

今回の改正により、(1)公民館の使用に係る受付時間につきましては、開館日の午前9時から午後0時まで及び午後1時から午後5時までと、旧市の規則に統一するものでございます。

(2)公民館の休館日につきましては、①月曜日、②国民の祝日に関する法律に規定する国民の祝日の翌日、③1月1日、同月3日及び12月28日から同月31日まで、④前3号に掲げるもののほか、教育委員会が定める日と旧市の規則に統一するものでございます。

(3)公民館の使用に係る手続につきましては、公民館の使用に係る申請は、「使用日の属する月の2月前の16日から使用日前2日までに行わなければならない。」という旧

市の規定に統一するものでございます。

ただし、津久井中央公民館には415席のホールが併設されており、ホールでの事業実施には相当の準備期間等を要することから、ホールの使用に係る申請期間につきましては除外し、従前のおり6か月前からとするものでございます。

(4) 規則改正の施行期日でございますが、平成24年9月1日とするものでございます。

次に、2の通年開館の実施についてですが、旧市では、平成17年度から毎月第4月曜日と年末年始を除いた規則上の休館日に、貸館業務のみを行う通年開館を実施しております。今回の旧4町の休館日の統一に合わせ、旧4町の公民館においても通年開館を実施し、すべての公民館の実質上の休館日が年間を通して19日となる予定でございます。

なお、通年開館につきましても、平成24年9月1日からの実施を予定しております。

以上で、議案第27号、相模原市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

◎溝口委員長 ただいま説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

そうしますと、資料2の相違点という表がございますけれども、この相違点の中で、この網掛けの部分が全部、上側の部分と同じになるというふうに理解してよろしいのですか。

○大用生涯学習課長 今、委員長が申し上げたとおり、網掛けの部分が1段目といたしますか、旧市の規定にすべて統一をさせていただくという内容でございます。

◎溝口委員長 年末年始の休館日というのが休館日の真ん中にごございますが、12月28日から1月3日までとなっておりますが、普通ですとお正月休みというのは、12月29日から1月3日までというふうになっていきますので、むしろ青根公民館とか千木良、桂北、藤野中央、沢井の方が何か自然のような感じがするのですけれども、何故、相模原市は12月28日からにしたのでしょうか。

○大用生涯学習課長 今、委員長からもお話があったとおり、12月29日という規定と12月28日という規定の2つがございますが、旧市は28日からというふうになってございます。公民館の28日の取り扱いについては、職員はもちろん出勤して、業務はしているのですが、貸館はしていないという状態でございます。

今、公民館の方では、年末の最後の、いわゆる館内のいろいろな整理日ということで、その日に充てさせていただいて、休館をしてその作業をするという日にさせていただいて

おります。今回の改正案につきましては、その旧市の規定に各町も合わせたいということ
でございます。

◎**小林委員** 内容はよくわかりました。2点、伺います。

まず、旧市に合わせるということですが、旧市の状況でずっとやってきまして、市民か
らの声や何かがあったのかなかったのか。この体制でよかったのかどうか。それが1点。

それから、もう1点は、この条例の施行規則の一部改正の内容は、どんな形で9月まで
に市民の方々にお伝え申し上げるのか。その2点をお願いいたします。

○**大用生涯学習課長** 今回、規則を改正するとともに、いわゆる旧市で行っている通年開館
も旧4町で実施するというものでございまして、特に通年開館につきましては、年末年始
と第4月曜日以外はすべて市民の方が公民館をお使いいただけるという、そういう対応を
とってございます。

特に旧市においては、かなり利用率が高い施設につきましては、本当に施設の方が空い
ている状況を何とか皆さんで工夫しながら使っているという状況ですので、通年開館につ
いては好評を得ているというふうに評価してございます。ですから、旧4町についてもぜ
ひこれを実施して、市民サービスの拡充、向上につなげていきたいと考えております。

それともう1つ、このことについての市民周知につきましては、ご決定いただいた後に、
公民館の利用者協議会、あるいは公民館の運営協議会等を通じて、関係各位の方によく周
知をするとともに、窓口等でも広報をしたり、館報あるいは地域情報紙等での広報をさせ
ていただこうと思っております。

◎**溝口委員長** そうしますと、あとは使用料金が残っていますね、まだ。この使用料金につ
いては、いつごろ統一というか、そういう見解が出せる予定ですか。

○**大用生涯学習課長** 使用料につきましては、いわゆる公民館の受益者負担をどう考えてい
くかというところで、先ほど申し上げました、去年の11月に出されました社会教育委員
会議の答申の中でも2つの考え方がありまして、これは継続して、またしっかりと議論し
ていくべきことだということで答申をいただきました。

それを受けまして、現在、社会教育委員会議で市民の意向を確認するためのアンケート
の実施に向けて、今、準備を進めているところでございます。市民あるいは公民館関係者
等にアンケートを実施いたしまして、その意向、あるいは公民館に期待すること等も含め
まして、回答いただいたものを資料といたしまして、社会教育委員会議で方向性を出して
いただこうと思っております。目安といたしましては、何とか今年度中には方向性は出

していきたいと考えてございます。

◎溝口委員長 ほかに質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第27号、相模原市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則についてを原案どおり決するにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第27号は可決されました。

□教育財産の取得の申出について

◎溝口委員長 次に、日程2、議案第28号、教育財産の取得の申出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○大貫教育環境部長 それでは、議案第28号、教育財産の取得の申出についてご説明申し上げます。

本件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条第2項の規定により、教育財産の取得について、相模原市長に申し出るため、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第9号の規定により、1件5,000万円以上の教育財産の取得の申出について、ご提案させていただくものでございます。

表をご覧くださいと思います。

取得の申出を行う教育財産は、(仮称)上溝学校給食センターでございまして、清新学校給食センターの老朽化に伴い、新たな学校給食センターとして整備するものでございます。

建設の場所でございますが、相模原市中央区上溝1880番2他でございまして、2ページの案内図をご覧くださいと存じますが、JR相模線の東側に位置します旧相模原市食肉公社跡地の一部でございます。

3ページの配置図をご覧くださいと存じます。

実線で表示した部分がこの施設の敷地でございまして、面積は約5,000㎡でございます。

恐れ入りますが、1ページにお戻りいただきたいと思います。

建設の概要でございますが、鉄骨造、2階建、延床面積は約2,000㎡でございます。取得予定時期は平成26年3月。同年4月の供用開始を予定しております。

4ページをご覧いただきたいと存じます。

上段の1階、平面図でございますが、納入される主な食材につきましては、左側の前室、検収室を経まして、魚肉下処理室または野菜下処理室で処理した上で、焼物・揚物調理室または調理室で調理し、コンテナプールでコンテナに格納し、配送前室から配送するものでございます。

また、中央の調理室の上の四角に囲ってあります特別食調理室では、食物アレルギー対応として、原因食物の除去食等を実施いたします。

また、上の炊飯室では、プロパンガスを熱源とし、米飯を提供するとともに、災害時には自家用発電機を活用して炊き出しを実施いたします。

各学校で喫食後、回収されましたコンテナにつきましては、右下の回収前室から洗浄室に移し、食器、食缶、コンテナごとに洗浄機で洗浄後、コンテナプールでコンテナ内において消毒保管いたします。

次に、下段の2階平面図でございますが、左上のアレルギー調理実習室兼会議室は、アレルギー代替食の研究や視察対応などに利用いたします。

廊下の中ほどの見学スペースでは、調理室の様子が見学できるようになっております。

今日ご配付いたしました1枚の（仮称）上溝センターの概要についてをご覧いただけますか。

以前、既にご説明させていただいておりますが、簡単に、4の施設の主な機能につきまして、ご説明させていただきます。

ドライ方式を採用し、受持校である共和小学校、大野台小学校及び並木小学校への給食の提供、また、ウエット方式の給食室がある11校を改築する際の応援機能として、また、食物アレルギー対応として、原因食物の除去食の実施と代替食の研究のほか、プロパンガスと自家用発電機の活用による災害時の炊き出し機能を有する施設とするものでございます。

6の主なスケジュールについてでございますが、基本実施設計、造成工事につきましては、平成23年度にすべて完了しております。

建設工事につきましては、平成24年度から平成25年度の2カ年で実施する予定でございます。工事請負契約は、平成24年9月議会に提案する予定でございます。

また、相模原市立学校給食センター条例の改正は、平成26年3月議会に提案させていただき、予定でございます。

以上、(仮称)上溝学校給食センターの概要につきましてのご説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

◎溝口委員長 　ただいま説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

◎小林委員 　新しい上溝の学校給食センターの主な機能がとてもよくわかりました。前の清新の給食センターが老朽化されて、新しくできるということですが、この差異はどこにあるのでしょうか。どこが違って来るかということ。

○鈴木学校保健課長 　清新学校給食センターと上溝学校給食センターの大きな差異ということでございますが、清新学校給食センターにつきましては、今から約40年ぐらい前、昭和48年に建設された給食センターでございます。面積が約1,600㎡、大きなところではドライとウェットという違いと申し上げますか、O157の集団食中毒が発生したときに、基本的に従来の形ですと床が濡れた状態になります。最新型のドライシステムですと、その食材が運ばれて調理するまでの間を汚染エリア、それから、調理しているところは非汚染エリアということで、明確に区域を区分いたしまして、食中毒の発生を予防しています。ですから、調理場におきましても、床が濡れないような状態で、排水がドレンから床には流れず、下に流れていくような、大きい違いで申し上げれば、そのような形で食中毒、衛生管理上の予防に配慮した施設となっているということでございます。

◎大山委員 　4番の食物アレルギー対応ということで、新しい施設ですから、今後の現状を見れば、こういった対応ができる施設ができるということは非常にいいことなのですが、ほかの給食センター、あるいは学校にある給食室といいますか、そういったところでは、現状、どんな対応をとっているのでしょうか。

○鈴木学校保健課長 　近年、食物関係を含むアレルギーについては、児童の大きな課題になっておりますが、現状で申し上げますと、それぞれの学校に給食室がございます単独校、ここにおきましてはアレルギー対応マニュアルというのを策定いたしまして、基本的には3品目、牛乳・乳製品、それから鶏卵、それとピーナツ、この3品目について、原因物質の除去を行っている状況でございます。

それで、清新、それから城山、津久井の学校給食センターにおきましては、このような対応ができておりません。これは調理場の問題もありまして、あと、配送のときに専用の

容器で配送しないと、誤ってアレルギーのあるお子さんにそのようなものを食べさせますと、アナフィラキシー等の問題もごございますので、コンタミネーション、混在が起これないように、特別な部屋を上溝で設けまして、除去食、それから2階にごございます研究室で代替食の研究をしてみたいと考えております。ここで実現できるような形になれば、他の給食センターにも広げていきたいと、このように考えております。

◎**大山委員** 今後、整備していくと考えてよろしいですか。

◎**溝口委員長** 今の食物アレルギーの対応というのは、各学校にある給食室ではどういうふうにしているのですか。

○**鈴木学校保健課長** 新入生が入ってくるときに、各学校で学校と保護者の方を踏まえて面談を行います。それで、食物アレルギーがあるのかどうか、その際、アレルギーにも程度がごございますので、重篤化しやすいお子さんの場合には、学校生活管理指導表というのを提出いただいて、それを学校、それから消防の方とそれぞれ共有するような仕組みをとっております。

そのお子様に対して、先ほど申し上げた3品目以外でアレルギー原因物質がある場合については、献立を見て、ご家庭からお弁当をご持参いただくような対応をとらせていただいております。

◎**溝口委員長** こういう給食をすると残り物が出ると思うのですけれども、これは前にも聞いたかもしれませんが、それはどういうふうに、処理というとおかしいのですけれども、活用されているのでしょうか。

○**鈴木学校保健課長** 基本的に給食室で出ます残渣については、一部については養豚業者の方へ、残渣飼料化事業ということで豚のえさにしているような形がごございますが、それ以外のものについては、廃棄物として処理させていただいております。

◎**溝口委員長** 処理の方法は焼却ですか。

○**鈴木学校保健課長** 焼却になります。

◎**溝口委員長** では、焼却場がどこかにあるということですか。

○**鈴木学校保健課長** 基本的には清掃工場です。

◎**溝口委員長** 清掃工場に運ぶわけですか。

○**鈴木学校保健課長** はい。

◎**斎藤委員** 現在、相模原市の小学校は、センター給食から自校給食へということで進んでいるかと思うのですけれども、平成26年4月には、この共和、大野台、並木の3つが受

け持ち校になるというふうにご説明いただいたのですが、いずれどんどん自校給食になったときに、最終的にこの給食センターの機能というものをどのように長期的にお考えになっているかをちょっと教えていただきたいのですが。

○鈴木学校保健課長 現在、本市でも、合併を踏まえまして、非常に給食の形態というのは様々でございまして、お話のとおり、旧市におきましては、単独校方式を逐次、進めてまいりました。

ご承知のとおり、今年度は鶴園、大沼の2校が開校して、現在、清新学校給食センターの受け持ちが4校、さらに相武台をつくりますと3校、その後につきましては、なかなか単独を進めるにも敷地の問題ですとか、校舎の配置の問題がありますので、ちょっと時間がかかるのかなと思っておりますが、その辺で、単独校化と同時に、現在、先ほど申し上げたウエット校、この建て替えの応援機能も持たせる考えでおりますので、ちょっとその辺の計画をどのように考えていくかというのが非常に、総合計画の実施計画の中でやっていきますので、明確に何年にこういうふうにしていきたいというのは申し上げられませんが、将来的にその単独校化の部分と、今ある既存のウエット校の建て替え時の応援機能を持たせていきたいと、このように考えております。

◎斎藤委員 そうすると、当面、共和、大野台、並木については、単独校化が難しい小学校なのですか。

○鈴木学校保健課長 現状の配置から申し上げますと、非常に難しい学校だと考えています。校舎の位置、それから道路からの動線、校庭の形状を考えますと、校舎と一体的に改築する際には、当然、全体の配置計画は直せますでしょうけれども、非常に難しいものと認識しております。

◎小林委員 機能のところ、災害時の炊き出し機能というのを謳われておりますけれども、どのくらいの機能を持っているのか、それとも市内全体で考えたらどのくらい対応できるのかどうかをお願いしたいと思います。

○鈴木学校保健課長 4ページの上段にございます1階の平面図の炊飯器、この炊飯器は自動炊飯器でございまして、これは1回回すと、コンビニのおにぎり約5,800個が炊けます。それで、この上溝学校給食センターには遮断弁つきの受水槽と自家発電を想定しておりますので、仮に3日間、6回で約3万5,000個のおにぎりができます。

そのほかに、お話のございました各学校でどのようなことができるかということでございますが、アルファ化米、要は水に入れてお米を炊く、こういうのを各単独校でもできな

いことはないのですけれども、全体で、ちょっと今、数字を持ち合わせておりませんが、少なくとも1,000とか、その程度の食数はできるものと考えております。

◎溝口委員長 ほかに質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第28号、教育財産の取得の申出についてを原案どおり決するにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第28号は可決されました。

□相模原市立図書館協議会委員の人事について

◎溝口委員長 次に、日程3、議案第29号、相模原市立図書館協議会委員の人事についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○小野沢生涯学習部長 それでは、議案第29号、相模原市立図書館協議会委員の人事について、ご説明申し上げます。

図書館協議会の委員につきましては、図書館法並びに相模原市立図書館条例の規定により、現在、5名の方を委嘱いたしておりますが、このうち、社会教育の関係者としてお願いしておりました関山泰孝委員から、任期途中において辞職の申し出がございましたので、これを承認するものでございます。

なお、後任の委員につきましては、5月以降の教育委員会にお諮りさせていただきたいと存じます。

また、さきの教育委員会におきまして、学校教育の関係者1名から辞職の申し出があり、これをご承認いただきましたが、後任といたしまして、相模原市立中学校長会からご推薦いただきました菊地原宏明氏を4月19日付で委嘱するものでございます。

菊地原氏は、現在、共和中学校長でございます。

なお、任期につきましては、前任者の残任期間で、平成24年8月28日まででございます。

以上で、議案第29号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

◎溝口委員長 ただいま説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第29号、相模原市立図書館協議会委員の人事についてを原案どおり決めるにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第29号は可決されました。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

次に、委員の皆様から活動報告をさせていただきます。

最初に、小林委員からよろしいですか。串川小・中学校の入学式へ出席していらっしゃいます。

◎小林委員 それでは、串川中学校の方を代表で説明させていただきたいと思います。

本年度の新生は79名で、入学式ではないのです。入学式並びに始業式という形で開式が行われました。そして、在校生が入ってきまして、呼名されますと、在校生の方へ向いて、保護者の方へ向いて立ち上がって1つ礼をするという形の呼名のスタイルでございました。

校長先生からのあいさつの中では、意思ある場所には道は開くのだと。いわゆる「念ずれば花開く」というような話が途中にありました。そしてまた、学校経営の方針としては、校長先生のあいさつの中に、自己を磨き、お互いを認め合う、高め合う集団の育成という。この学校は、後で気がついたのですが、生徒会の機能が非常に充実してしまして、子どもたちが学校をよくするのだと、その意識が非常に育っているような感じがいたしました。

というのは、流れとしては、ずっとどこの学校でもやっているスタイルなのですが、生徒会長が、新生生に向かいまして、とにかく私たちがいるから心配しないで、安心してくださいと。お父さん、お母さん方も安心してくださいという内容と、もう1つは、私たちの生徒会は、学校は、団結することの大切さ、それを一番大事にしているのですと。ですから、ぜひとも明日からは2年生、3年生と一緒にもう団結していきましょと。そして、その後、2年生、3年生が「大切なもの」という曲を全員合唱したのですが、非常に見事なハーモニーで、在校生の集団としての姿ですか、それを見せつけたという感じでした。

ただ、その歌を歌うときに、1人、なかなか集団に入れない子が、先生から連れられて端っこの方に立っていたのです。そして、歌が終わって、もとの席に在校生がざらざらと戻っていくのですが、その生徒会長はずっとその様子を見ていまして、一番最後に壇上からおりて、その子の手をひょっとう持って、何もなかったような顔をしてその子の席へ連れて行って、自分も座っていたと。非常によく見ないと見過ごしてしまうところでした。

それで、ちょうど私も来賓退場というところで、ずっと生徒の近くを通ったのですが、たまたま一番後ろに生徒会長がいまして、僕は「ナイススピーチだったよ」と、それから「ナイスアクションだよ」と言ったら、非常にうれしそうな顔をして、「ありがとうございます」と大きな声で言われました。

非常に子どもたちがしっかりした動きをしているなという感じが一番した入学式でございました。以上です。

◎溝口委員長 どうもありがとうございました。

続きまして、大山委員が鹿島台小学校の方へ行っていらっしゃいます。

◎大山委員 4月5日、木曜日の午前中、ちょうどJRの町田駅から16号の方に進んだ鹿島台小学校ということで、私ごとになりますが、私の子ども3人もこの鹿島台小学校を卒業したということで、今年、早いもので40周年というようなことでございます。

それから、先ほども話が出ましたが、非常に初々しい1年生、入学式ということでございまして、あとは、私はここの校医をもう15、6年やっております。この学校の近くで開業、診療所を持っていますので、その1年生の中にも、私のところにいらしているお子さんたちが入学したという、一番親しみを持つような学校でございます。

来週、今度は校医として健診に参ります。つい先日、ほかのやはり小学校で健診がございまして、多分、同じように同じ日に入学式で、ちょうど2週間ぐらい経ちまして、大分その学校でも雰囲気慣れてきたというようなことですので、多分、来週行ったときには、最初の緊張した顔から、もう学校に慣れたというところが読み取れるのではないかと思います。以上でございます。

◎溝口委員長 どうもありがとうございました。

それでは、次に、私から、私は4月5日に内出中学校の方に行ってまいりました。

1年生の入学生は175名。35人ずつ、5クラスという入学生でございました。ほかの入学式も同じように晴天に恵まれて、大変気持ちのよい入学式でございました。

来賓の方は34名も出席されておりました。やはり小中ともに地域の方々非常に多数、

来賓として参加しているということは、地域に支えられているということがこの人数からもわかるような感じがいたしました。今の小中学校は、地域の方々の力によって支えられているのだということを改めて実感した次第です。

また、新入生代表が女の子さんでしたけれども、大変しっかりしておりまして、英語の勉強をしっかりしたいということと、部活動を頑張りたいというふうなことを言っていました。非常にはっきりとした口調で、しっかりと入学のあいさつをしていました。

あと、校長先生が申したことの1つに、約束はきちんと守っていただきますということを保護者と入学生に約束しておりました。かなり生徒指導に力を入れているということがこの言葉からもわかりましたし、校内も非常にきれいに掃除がされておりまして、しっかりとした教育がなされているという感じを私は受けてまいりました。

内出中学校については、以上でございます。

あと、小林委員から、相模丘中学校ですか、お願いいたします。

◎小林委員 それでは、相模丘中学校の研究発表の様子をご報告いたします。

これは3月15日という、すごい日程の中で行われているのです。聞きましたら、昨年も3月11日で大変な事件が起きたのですが、その後、その日は一応延期して、やっぱり3月中にやるのだという職員の意欲でもって開催しているということです。

ここはご案内のように、学びの共同体という基本的な理念のもとに、これは東京大学の佐藤学教授が、何年か前に茅ヶ崎市の浜之郷小学校では非常に成果を上げた学習形態でございますが、それを導入いたしまして、ちょうどもう4年目になります。現校長は萩原校長ですが、前の校長から引き継ぎまして2年目に入りました。

それで、どういうことかといいますと、学び合いの授業づくりというのがメインになっているわけです。一人ひとりに学びの場を保証する授業を行うのだと。そして、魅力のある教材との出会いということで、非常に教材の発掘には努力しているようでございます。

それから、授業が、普通は何とか教科学習指導案となるのですが、こういうふうに「授業デザイン」というのです。「指導案」という言葉を使っていないのです。非常に中身もシンプルにできています。日時、学級、題材、ねらいとあるのですが、その中で特徴的なのが、「共有する課題」、クラス全体が皆さんと一緒に考える。それともう1つは、「ジャンプの課題」、若干レベルが高いのを必ず1点は入れておこうと。そういう指導案づくりでございます。そして、細かい指導案を書いていないのです。ただ、そのかわりに、1カ月なり2カ月の授業の履歴書というのが全部横についているのです。私はこういう形で

授業をやってきましたと。その中で、今日はこのデザインでやりますと。そういう指導案のスタイルで行われます。

それから、教室の子どもたちの座席が、黒板に向かいましてコの字型になっているのです。発言するときに、必ずというぐらい相手の顔が見える状態に座席がつくられます。そして、さあ、ここでグループとなった場合には、必ず4人のグループです。4人のグループで、相向かいに男子、はす向かいに女子と、4名がセットになれるように工夫されています。それは何か意味があるらしくて、非常に話が活発になるのだという心理的なものがあるらしいのですが、そういう形で必ず2段構成、共有の課題とジャンプの課題、2段構成になっています。

グループでは、「ねえねえ、これ、わからないから教えて」と言える雰囲気をつくらなければいけないのだと。「おれはわかっているから教えてやるよ」とか「だれかわかっている人は教えてやって」という話は禁句だそうです。

それと同時に、授業を見て回って、非常にしっとりしていて静かな発言なのです。先生方もこんな指し方をしないのです。「あなた、どうぞ」と、こういう形で、非常に丁寧なじっくりした授業態度でありました。学校というのはもともと神聖な場所で、身が引き締まる場所で、静かな場所なのだ。そうでなくてはいけないのだ。静かに耳を傾ける場面が必要なのだ。それがもう1時間、ずっと授業時間中、その雰囲気が漂っておりました。

そんなスタイルの授業でございまして、私が参加いたしましたのは2年生の国語と、それと体育の授業でした。体育の授業も全部テレビ・ビデオがついていまして、グループでやっているところを撮りまして、それをまた自分たちでどういう動きをしたかというのを検証できるようになっているのです。徹底してそういうやり方を、少人数で一人ひとりがぼつんといること、あるいは皆からわからないまま置いていかれるということのない体制をとっております。これがまず1つです。

それから、その後、全体会があったのですが、普通、全体会は研究内容の発表等々があるのですけれども、それをやらないのです。先生方も全部4人のグループなのです。いっぱいグループができるのです。そこへ参観者は周りでお話し合いを聞いているのです。それが前半です。

後半になると、今度は聞いていた方々が、グループに分かれていますから幾人もいないのです。それを今度は参観者の方が全部発言して論議に入ると。そういうスタイルで、参

観者も非常に喜んでいました。私たちもそういうところへ出て、大概、全体会では2、3人が手を挙げておしまいになってしまうのですが、ほとんどの参加者が意見が言えると。やっぱりそれが子どもの心理なのです。子どもにも。それが非常にスタイルとしてはすごいなという感じがいたしました。

最後に、校長先生とちょっとお話をしたのですが、1つは、極めて目立つことは、2年間、過去の例を4年間ずっとやってきまして、非常に不登校が減ってきたそうです。それから、授業の中で、つまらなそうな子だとか参加できない子が極端に減ってきたと言いました。みんな参加していると。

そういう研究授業で、全国から相当見えていました。それから、高校も城山高校の先生方が見えていまして、やはりこれを取り入れたいと、そんな話もありました。さらにこれが進化してくればいいかなと思います。

その後、例の佐藤学先生が実際に見えられて、その日の授業をしっかりと講評していただきました。非常に有意義な研究会であったと思います。

もう1つ、この授業デザインを参加者に全部配るのですが、ここにすごいことが書いてあるのです。「公開授業中は、授業者、生徒の学びのため、本校の講師、職員以外の参観者の先生方の机間への出入りをお控えください。」と。つい、ずかずかと参観者は入っていくのですが、入らないでください、後ろで見ていてくださいと、静かに話し合いを見ていてくださいという文言が入っているのです。注意です。

そういうくらい、子どもたちの一つひとつの動きが、先生方がどういう指導をしたという論議はないのです。子どもがこの場面でどう動いたのだと、ここを認めようよという研究発表でございました。

資料がございますので、また何かありましたらどうぞご覧になっていただければと思います。以上です。

◎溝口委員長 どうもありがとうございました。

それでは、私から、この3月30日と4月2日に行われました人事発令式につきまして、説明をさせていただきたいと思います。

この3月30日と4月2日の人事発令式につきましては、109名の全校長が出席しております。

まず、3月30日、金曜日、8時45分から教職員辞令交付式があじさい会館1階ホールで行われました。こちらの方は、辞職と転出に関するものです。

最初に、教育長から辞令の交付がありまして、その後、私のあいさつと校長会代表者のあいさつ、3月30日ですので、昨年度になりますので、小中校長会の会長でいらっしゃいます小宮大野南中校長からあいさつがありました。最後に、教育長からごあいさつをいただき、式は約40分ほどで終了いたしました。

こちらの方々は、自己都合は21名、県内、他市、他府県、公立学校転出者が22名、それから、行政への転出が7名、この中には、金井総合学習センター所長、奥村教職員課長も含まれております。行政への転出が7名で、計50名の辞令交付でございました。

続きまして、10時50分から勤続功労表彰及び教職員の辞令交付式が、同じくあじさい会館で行われました。これには市長、山口副市長、小星副市長、小池副市長も出席されました。

最初に、教育長から辞令交付がございまして、その後、これは勤続功労表彰ということで、表彰状の授与及び色紙の贈呈がございました。色紙は、加山市長の揮毫による色紙でございます。

その後、市長からのあいさつ、私からのあいさつ、校長会代表、同じくこのときはまだ小宮会長のあいさつでございます。それから、退職者代表のあいさつがございました。その後、壇上で記念撮影が行われました。

人数は、定年退職者が95名、勸奨退職者が28名、自己都合退職者が2名で、合計で125名でございました。

30日は、以上で辞令交付は終わったわけですが、4月2日につきましては、まず、教職員の辞令交付式がございました。これにつきましては、校長、教頭の配置がえ及び昇任が、この辞令交付は8時45分から、同じくあじさい会館1階ホールで行われました。

最初に、教育長から辞令交付がございました。次に、小林職務代理者からごあいさつをいただきまして、校長会代表として、今度は新年度になりますので、金山鶴の台小学校長、この方が小中校長会の会長になりまして、ごあいさつをいただきました。

教育長のごあいさつと昇任者代表のあいさつで式は終わりましたが、校長の配置がえが小中合わせて14名、校長への昇任が14名、教頭の配置がえが22名、教頭への昇任が21名、計71名の人事交付式でございました。

続きまして、今度は新採用の方の辞令交付が、同じく4月2日の月曜日、1時10分から、あじさい会館1階ホールで行われました。

教育長による辞令交付が最初にございまして、サービスの宣誓というのがございました。これは、地方公務員法の第31条に「サービスの宣誓をしなければならない」と規定されておりまして、全員で宣誓文を読んでいただきました。そのときには、私と教育長が前に立ちまして、サービスの宣誓を受けたということになります。

それから、私のあいさつと、ここには市長が出席しておりましたので、市長のあいさつをいただきました。それから、校長会代表者のあいさつ、教育長のあいさつ、以上で式が終わりました。

新任採用者は、小学校が101名、中学校が50名、転任採用者が、これは他市あるいは県立学校から相模原市の小中学校の先生になった方ですが、小学校が2名、中学校が3名で、156名の方の新しい先生を平成24年度は採用したということになります。

このほかに、実は教育長が4月2日は辞令交付をしましたので、私が市の職員の方の合同人事発令式に出席いたしました。これは職員会館の体育室で行われましたが、4月2日、9時30分から開式となりました。

辞令交付は、各執行機関の長と市長が行うというふうになっておりまして、教育委員会といたしましては、白井局長、大貫教育環境部長、小野沢生涯学習部長、長嶋学務課長、鈴木学校保健課長、奥村教職員課長、奥村教職員課長は時間をずらして後で教育長室で行いましたが、それから岡崎相模大野図書館長、金井総合学習センター所長、山口学校施設課長、今井学校教育課長、川島文化財保護課長、山本橋本図書館館長、菊地原博物館館長に私の方から辞令を交付させていただきました。

その後、市長からあいさつがありました。続きまして、議長からあいさつがございまして、式は終了いたしました。

辞令交付者は99名。局長が3名、部長が9名、参事級が50名、課長級が37名。なお、教育委員会関係の課長級以上は13名でございました。

次に、新規採用職員の人事発令式が、同じく4月2日、月曜日、10時半から職員会館体育室でございました。

これは、同じく市長と各執行機関の長による辞令交付でございます。教育委員会は教育長の方から辞令交付が行われました。教員と同じく、サービスの宣誓がございました。これは、やはり先ほど申し上げましたように、地方公務員法の第31条の規定に基づくサービスの宣誓でございます。

その後、市長からのあいさつ、議長からのあいさつで式は終わりました。

教育委員会としては9名でございました。なお、市長部局を含めまして、この日の辞令交付者は131名でございました。

以上が、辞令交付式の概要でございます。毎年、教育委員はこういうふうな辞令人事発令式にも出席しております。

ほかに委員の皆さんから何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 では、ここで、次回の会議予定日を確認いたします。

次回は、5月24日、木曜日、午後2時30分から当教育委員会室で開催する予定でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

◎溝口委員長 それでは、次回の会議は、5月24日、木曜日、午後2時30分からの開催予定といたします。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、定例会を閉会いたします。

□閉 会

午後3時28分 閉会